〈特約条項〉

約款第３８条に、次のただし書きを加える。

ただし、平成 28 年４月１日から令和６年３月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和６年３月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。